

令和4年 第5回 福岡市東区選挙管理委員会

5月20日（金）

【 議 題 】

- 1 議案第11号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第12号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 3 議案第13号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
- 4 議案第14号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

<次回以降日程>

委員会 令和4年6月1日（水） 午前10時00分～

議案第 11 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 渡辺 裕江

- |   |           |                 |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数   | 852 人           |
|   | 内訳 死亡者    | 231 人           |
|   | 市外転出者     | 621 人           |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり          |
| 3 | 抹消年月日     | 令和 4 年 5 月 20 日 |

(根 拠)

・議決 公職選挙法第 28 条の規定による。

第二十八条 (登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第二十七条 (表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和4年5月20日 抹消者数

投 票 区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 馬 出 第 一	1	2	3	14	12	26	15	14	29
2 馬 出 第 二	2	2	4	8	5	13	10	7	17
3 箱 崎 第 一	0	2	2	18	9	27	18	11	29
4 箱 崎 第 二	3	6	9	11	6	17	14	12	26
5 箱 崎 第 三	5	3	8	6	4	10	11	7	18
6 筥 松 第 一	3	3	6	17	9	26	20	12	32
7 筥 松 第 二	3	1	4	14	15	29	17	16	33
8 筥 松 第 三	4	1	5	16	14	30	20	15	35
9 松 島 第 一	0	0	0	15	5	20	15	5	20
10 松 島 第 二	2	1	3	6	5	11	8	6	14
11 名 島 第 一	5	4	9	13	7	20	18	11	29
12 名 島 第 二	2	2	4	3	4	7	5	6	11
13 千 早	1	2	3	14	18	32	15	20	35
14 千 早 西	2	3	5	10	6	16	12	9	21
15 香 陵	2	3	5	3	1	4	5	4	9
16 香 椎 浜	3	4	7	3	5	8	6	9	15
17 城 浜	2	2	4	0	1	1	2	3	5
18 多 々 良 第 一	3	3	6	15	11	26	18	14	32
19 多 々 良 第 二	1	1	2	2	3	5	3	4	7
20 八 田	2	7	9	3	5	8	5	12	17
21 青 葉 第 一	2	2	4	5	6	11	7	8	15
22 青 葉 第 二	1	4	5	2	0	2	3	4	7
23 舞 松 原 第 一	3	1	4	3	2	5	6	3	9
24 舞 松 原 第 二	0	1	1	5	8	13	5	9	14
25 若 宮 第 一	4	2	6	7	3	10	11	5	16
26 若 宮 第 二	3	1	4	1	1	2	4	2	6
27 香 椎 第 一	1	2	3	7	8	15	8	10	18
28 香 椎 第 二	1	0	1	9	11	20	10	11	21
29 香 椎 下 原 第 一	0	2	2	2	2	4	2	4	6
30 香 椎 下 原 第 二	4	3	7	9	6	15	13	9	22
31 香 椎 東 第 一	5	7	12	8	4	12	13	11	24
32 香 椎 東 第 二	1	2	3	5	4	9	6	6	12
33 香 住 ヶ 丘 第 一	3	6	9	10	10	20	13	16	29
34 香 住 ヶ 丘 第 二	2	2	4	5	3	8	7	5	12
35 和 白 第 一	0	2	2	18	5	23	18	7	25
36 和 白 第 二	1	6	7	7	7	14	8	13	21
37 三 苦	3	3	6	10	7	17	13	10	23
38 奈 多 第 一	2	7	9	4	5	9	6	12	18
39 奈 多 第 二	3	0	3	3	3	6	6	3	9
40 美 和 台 第 一	3	3	6	4	2	6	7	5	12
41 美 和 台 第 二	5	2	7	8	3	11	13	5	18
42 和 白 東 第 一	6	2	8	5	0	5	11	2	13
43 和 白 東 第 二	1	4	5	4	10	14	5	14	19
44 西 戸 崎 第 一	3	3	6	2	4	6	5	7	12
45 西 戸 崎 第 二	1	0	1	1	0	1	2	0	2
46 志 賀 第 一	0	1	1	1	0	1	1	1	2
47 志 賀 第 二	1	0	1	1	0	1	2	0	2
48 志 賀 第 三	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49 照 葉 第 一	3	1	4	3	1	4	6	2	8
50 照 葉 第 二	2	0	2	12	9	21	14	9	23
合 計	110	121	231	352	269	621	462	390	852

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和4年4月20日現在登録者数			令和4年5月20日消			移替									令和4年5月20日現在登録者数					
	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計	男	女	計			
							男	女	計	男	女	計									
1 馬出第一	2,594	2,933	5,527	15	14	29			0			0			0			0	2,579	2,919	5,498
2 馬出第二	2,175	2,261	4,436	10	7	17			0			0			0			0	2,165	2,254	4,419
3 箱崎第一	2,634	2,979	5,613	18	11	29			0			0			0			0	2,616	2,968	5,584
4 箱崎第二	2,948	2,967	5,915	14	12	26			0			0			0			0	2,934	2,955	5,889
5 箱崎第三	2,777	3,256	6,033	11	7	18			0			0			0			0	2,766	3,249	6,015
6 笹松第一	2,814	2,535	5,349	20	12	32			0			0			0			0	2,794	2,523	5,317
7 笹松第二	3,660	3,742	7,402	17	16	33			0			0			0			0	3,643	3,726	7,369
8 笹松第三	3,118	2,853	5,971	20	15	35			0			0			0			0	3,098	2,838	5,936
9 松島第一	2,925	2,375	5,300	15	5	20			0			0			0			0	2,910	2,370	5,280
10 松島第二	3,157	3,226	6,383	8	6	14			0			0			0			0	3,149	3,220	6,369
11 名島第一	4,437	4,915	9,352	18	11	29			0			0			0			0	4,419	4,904	9,323
12 名島第二	1,942	2,104	4,046	5	6	11			0			0			0			0	1,937	2,098	4,035
13 千早	4,544	5,882	10,426	15	20	35			0			0			0			0	4,529	5,862	10,391
14 千早西	2,487	2,912	5,399	12	9	21			0			0			0			0	2,475	2,903	5,378
15 香陵	1,897	2,320	4,217	5	4	9			0			0			0			0	1,892	2,316	4,208
16 香椎浜	2,717	3,569	6,286	6	9	15			0			0			0			0	2,711	3,560	6,271
17 城浜	1,114	1,534	2,648	2	3	5			0			0			0			0	1,112	1,531	2,643
18 多々良第一	4,962	4,419	9,381	18	14	32			0			0			0			0	4,944	4,405	9,349
19 多々良第二	1,043	1,207	2,250	3	4	7			0			0			0			0	1,040	1,203	2,243
20 八田	2,511	3,168	5,679	5	12	17			0			0			0			0	2,506	3,156	5,662
21 青葉第一	2,507	2,951	5,458	7	8	15			0			0			0			0	2,500	2,943	5,443
22 青葉第二	1,986	2,211	4,197	3	4	7			0			0			0			0	1,983	2,207	4,190
23 舞松原第一	1,762	1,998	3,760	6	3	9			0			0			0			0	1,756	1,995	3,751
24 舞松原第二	2,109	2,548	4,657	5	9	14			0			0			0			0	2,104	2,539	4,643
25 若宮第一	2,443	2,682	5,125	11	5	16			0			0			0			0	2,432	2,677	5,109
26 若宮第二	1,427	1,480	2,907	4	2	6			0			0			0			0	1,423	1,478	2,901
27 香椎第一	2,854	3,089	5,943	8	10	18			0			0			0			0	2,846	3,079	5,925
28 香椎第二	2,132	2,431	4,563	10	11	21			0			0			0			0	2,122	2,420	4,542
29 香椎下原第一	1,594	1,651	3,245	2	4	6			0			0			0			0	1,592	1,647	3,239
30 香椎下原第二	4,458	4,034	8,492	13	9	22			0			0			0			0	4,445	4,025	8,470
31 香椎東第一	2,918	3,133	6,051	13	11	24			0			0			0			0	2,905	3,122	6,027
32 香椎東第二	2,435	2,699	5,134	6	6	12			0			0			0			0	2,429	2,693	5,122
33 香住ヶ丘第一	4,470	4,234	8,704	13	16	29			0			0			0			0	4,457	4,218	8,675
34 香住ヶ丘第二	2,372	2,761	5,133	7	5	12			0			0			0			0	2,365	2,756	5,121
35 和白第一	2,417	2,557	4,974	18	7	25			0			0			0			0	2,399	2,550	4,949
36 和白第二	2,720	3,072	5,792	8	13	21			0			0			0			0	2,712	3,059	5,771
37 三苦	3,560	3,834	7,394	13	10	23			0			0			0			0	3,547	3,824	7,371
38 奈多第一	2,353	2,745	5,098	6	12	18			0			0			0			0	2,347	2,733	5,080
39 奈多第二	1,173	1,383	2,556	6	3	9			0			0			0			0	1,167	1,380	2,547
40 美和台第一	2,959	3,388	6,347	7	5	12			0			0			0			0	2,952	3,383	6,335
41 美和台第二	3,124	3,586	6,710	13	5	18			0			0			0			0	3,111	3,581	6,692
42 和白東第一	2,600	2,870	5,470	11	2	13			0			0			0			0	2,589	2,868	5,457
43 和白東第二	2,326	2,578	4,904	5	14	19			0			0			0			0	2,321	2,564	4,885
44 西戸崎第一	1,813	2,060	3,873	5	7	12			0			0			0			0	1,808	2,053	3,861
45 西戸崎第二	574	647	1,221	2	0	2			0			0			0			0	572	647	1,219
46 志賀第一	429	500	929	1	1	2			0			0			0			0	428	499	927
47 志賀第二	76	103	179	2	0	2			0			0			0			0	74	103	177
48 志賀第三	113	127	240	0	0	0			0			0			0			0	113	127	240
49 照葉第一	1,273	1,366	2,639	6	2	8			0			0			0			0	1,267	1,364	2,631
50 照葉第二	2,865	3,174	6,039	14	9	23			0			0			0			0	2,851	3,165	6,016
合計	122,298	133,049	255,347	462	390	852	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	121,836	132,659	254,495

議案第 12 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

1 抹消する者の数 2 人

内訳 住民票が新たに作成された後 4 箇月を経過した者 2 人

2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり

3 抹消年月日 令和 4 年 5 月 20 日

※参考：在外選挙人登録数（東区）			
男	39 人	女	96 人
計	135 人		
(R4. 5. 20 委員会終了後)			

(根 拠)

・議決 公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第 13 号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び同法第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 渡辺 裕江

1 閲覧状況 別紙のとおり

(根 拠)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 の規定による。

第二十八条の四第七項（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも1回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名）及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

施行規則第三条の四（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
- 二 閲覧に係る選挙人の範囲
- 三 申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地

第二十八条の二第一項

（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧）

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示日又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

	政治活動 （選挙運動を含む。）	特定の者が 選挙人名簿 に登録され た者である かどうかの 確認
政党その他の政治 団体	公職の候補者とな ろうとする者（公職 にある者を含む。以 下この条において 「公職の候補者等」 という。）	選挙人
選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た政党その他の政 治団体の役員又 は構成員で、当該 政党その他の政治 団体が指定するも の	選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た公職の候補者等 又は当該公職の候 補者等が指定する 者	選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た選挙人

### 第二十八条の三第一項

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、同項に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- 一 申出者が国又は地方公共団体（以下この条及び次条において「国等」という。）の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
- 二 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあっては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で、当該法人が指定するもの
- 三 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者



閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和3年5月17日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町一丁目7番1号	全国の有権者を対象に実施する世論調査の対象者抽出	和白東第二投票区の45人
令和3年7月7日	株式会社 プリミティブ・ドライブ 代表取締役 徳永 眞木子 福岡市中央区大名二丁目8番18号天神パークビル7階	福岡県における人権問題に関する県民意識調査の対象者抽出	筥松第三投票区、名島第二投票区、城浜投票区、多々良第一投票区、八田投票区、青葉第一投票区、舞松原第二投票区、若宮第一投票区、若宮第二投票区、香住ヶ丘第二投票区、美和台第一投票区、美和台第二投票区、志賀第一投票区及び照葉投票区の280人
令和3年8月30日	株式会社 サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林 雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	福岡県民ニーズ調査の対象者抽出	筥松二丁目、社領二丁目、土井三丁目、舞松原一丁目、名島一丁目、下原二丁目、香住ヶ丘六丁目、高美台三丁目、西戸崎四丁目及び美和台新町の100人
令和3年9月3日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5丁目15番8号時事通信ビル7階	時事世論調査の対象者抽出	八田一丁目及び青葉三丁目から七丁目までの108人
令和3年9月7日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	下原三丁目、四丁目及び香椎駅東三丁目

令和3年9月17日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	日本世論調査会・共同通信社世論調査の対象者抽出	管松第三投票区、千早西投票区、舞松原第一投票区及び美和台第一投票区
令和3年9月13日 令和3年9月15日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	香椎浜一丁目1番、2番、5番、8番及び9番
令和3年9月21日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	箱崎第三投票区
令和3年10月4日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	香椎浜一丁目1番、8番及び9番
令和3年10月13日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	千早投票区及び千早西投票区
令和3年11月17日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	城浜団地
令和3年11月18日	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役 杉原 領治 東京都墨田区江東橋四丁目26番5号	嗜好品と社会的意識及び行動の変化に関する調査の対象者抽出	香椎六丁目、三苦一丁目及び高美台四丁目の18人
令和3年11月24日 令和3年11月25日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	名島一丁目から五丁目まで及び松崎一丁目から四丁目まで

令和3年11月29日 令和3年11月30日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	香椎浜一丁目7番、二丁目1番1号から5号まで及び四丁目1番
令和3年12月8日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	美和台一丁目から五丁目まで
令和3年12月9日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	香住ヶ丘一丁目及び二丁目
令和4年1月19日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	筥松一丁目から四丁目まで、原田一丁目から四丁目まで、松田一丁目から三丁目まで、松島一丁目から六丁目まで、筥松新町、二又瀬新町、多の津及び二又瀬
令和4年1月25日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	香住ヶ丘二丁目
令和4年1月25日	株式会社 サーベイリサーチセンター 大阪事務所 所長 中村 光明 大阪市北区天満橋一丁目8番30号	家族に関する振り返り調査の対象者抽出	箱崎一丁目の30人
令和4年1月26日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	美和台一丁目から五丁目まで

令和4年2月16日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	美和台一丁目から七丁目まで
令和4年2月22日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	香住ヶ丘二丁目及び三丁目
令和4年2月21日 令和4年2月22日 令和4年2月25日	株式会社 西日本リサーチ・センター 代表取締役 野上 淳一 福岡市中央区今泉一丁目4番1号	九州大学箱崎キャンパス周辺地域の大学移転や地域変動に対する地域住民の意識調査の対象者抽出	箱崎一丁目から四丁目まで、原田一丁目から四丁目まで、筥松新町、筥松一丁目、二丁目及び四丁目、社領一丁目及び二丁目、二又瀬、二又瀬新町、郷口町、貝塚団地、箱崎ふ頭三丁目、箱崎七丁目、松島一丁目及び二丁目、四丁目並びに五丁目
令和4年2月25日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	高美台一丁目から四丁目まで及び和白東一丁目から五丁目まで
令和4年3月9日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	奈多団地1番から39番まで
令和4年3月16日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	香椎浜二丁目3番1号から7号まで

令和4年3月22日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	美和台五丁目から七丁目まで及び美和台新町
令和4年3月23日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	香椎駅前二丁目
令和4年3月25日 令和4年3月28日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 中条 正実 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	箱崎一丁目から六丁目まで

議案第 14 号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び同法第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和 4 年 5 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員 長 渡 辺 裕 江

- 1 閲覧状況 在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなかった。

（根 拠）

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 の規定による。

第三十条の十二（在外選挙人名簿の抄本の閲覧等）

第二十八条の二から第二十八条の四までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。この場合において、第二十八条の二第一項中「第二十四条第一項各号に定める」とあるのは、「第三十条の八第一項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

第二十八条の四第七項（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも1回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名）及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

施行規則第三条の四（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
- 二 閲覧に係る選挙人の範囲
- 三 申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地

第二十八条の二第一項

（登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧）

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示日又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

	政治活動 （選挙運動 を含む。）	特定の者が 選挙人名簿 に登録され た者である かどうかの 確認
政党その他の政治 団体	「公職の候補者等」という。） 下この条において にある者を含む。以 ろこの条における 公職の候補者とな る者とする者（公職	選挙人

<p>選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの</p>	<p>選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした公職の候補者等又は当該公職の候補者等が指定する者</p>	<p>選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした選挙人</p>
---	--	-----------------------------

### 第二十八条の三第一項

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるものうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、同項に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- 一 申出者が国又は地方公共団体（以下この条及び次条において「国等」という。）の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
- 二 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあっては、当該他の法人の役員又は構成員を含む。）で、当該法人が指定するもの
- 三 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者